

○福崎町水道事業給水条例

平成10年3月26日条例第13号

改正

平成12年3月28日条例第2号
平成12年12月20日条例第37号
平成13年12月18日条例第20号
平成14年12月16日条例第24号
平成25年12月20日条例第37号
平成28年3月28日条例第21号
平成29年12月22日条例第26号
平成31年3月26日条例第8号
令和元年6月20日条例第3号
令和元年9月27日条例第16号
令和6年3月25日条例第14号

福崎町水道事業給水条例

福崎町水道事業給水条例（昭和40年福崎町条例第25号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福崎町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置…1戸又は1カ所で専用するもの
- （2）共用給水装置…2戸若しくは2カ所以上で共有するもの
- （3）私設消火栓…消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込にあたり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 他人の給水管より分岐して給水を受けようとする者は、その所有者の承認を受けた上、給水装置申込書を提出しなければならない。

（新設申込の拒否）

第5条 配水管の布設されていない箇所、又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込を受けないことができる。

（開発等の事前協議）

第6条 開発行為を行う者はその給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施工）

第8条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取り付け口から水道メーターまでの間の、給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び、当該取り付け口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込の拒否又は、給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときはその費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の概算額は、工事竣工後に精算する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

(工事費の分納)

第12条 新設給水装置工事費の全額を一時に納付できない者は、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて、6ヶ月以内において分納することができる。

2 前項に規定する工事費の分納に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても施行することができる。

2 道路工事その他の理由により公有地にある給水装置の改造又は修理の必要があるときは町においてこれを施行し、その費用は改造又は修理の必要を発生させた者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合の外、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び地区を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

3 給水の制限停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、町はその責を負わない。

(給水契約の申込)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に申し出なければならない。

- (1) 給水管を共用する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は善良な注意をもって、メーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は毀損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始、中止又は廃止するとき。
- (2) 給水装置の口径を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利、義務を承継し引き続いて使用するとき。
- (2) 管理人に変更があったとき、又その住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有権の変更があったとき。
- (4) 共用給水装置の使用個数又は箇所数に異動があったとき。
- (5) 消火に使用したとき。

3 前使用者の給水装置を管理者に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。
(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会を要する。
(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は善良な注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がなくても、管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
3 前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者の認定によってこれを徴収しないことができる。
4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。
2 前項の検査において、特別の費用を要したときはその実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料
(料金の支払い義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
3 料金は量水2ヶ月毎に利用者から隔月に徴収する。ただし、給水を中止又は廃止したときは、その都度これを徴収するものとする。
4 基本料金は、給水装置の使用の中止又は廃止の届出がない限り、水道を利用しない場合でもこれを徴収する。
5 前項のいずれかの場合においても、利用者はあらかじめ管理者の承認を得て、別に料金の納付者を定めて、その者に自己の料金を納付させることができる。
(料金)

第25条 料金は次の区分により合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 専用給水装置及び共用給水装置(1ヶ月につき)

メーター口径 (mm)	基本料金		超過料金(1m ³ につき:円)				
	水量(m ³)	料金(円)	1～10m ³	11～50m ³	51～80m ³	81～110m ³	111m ³ ～
13	10	880	90	108	114	137	154
20	10	880					
25	10	880					
30	10	1,000					
40	10	1,000					
50	10	1,000					
75	10	1,000					
100～	10	1,000					

(2) 消火栓を演習用に使用したときは、次の基準による。
1栓1回放水10分以内 355円

(3) メーター使用料(1ヶ月につき)
口径 13mm以下 55円
口径 25mm以下 170円
口径 40mm以下 280円
口径 100mm以下 1,700円

(料金の算定)

第26条 料金は2ヶ月ごとに使用水量を計量し、その水量によって算定する。なお、計量以後のもの及び立方メートル未満の端数があるときは、次期の料金に算入する。

2 前項の使用水量は各月均等と見なす。
(使用水量の認定)

第27条 管理者は次の各号の一に該当する場合は、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。
(2) 使用水量が不明のとき。
(共用給水装置の水量の認定)

第28条 共用給水装置の水量は、各世帯均等とみなす。
(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。
(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した額

2 月の途中において口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用し、その使用日数が等しいときは、新しい方による。
(料金の前納)

第30条 管理者が必要であると認めたときは、給水装置の使用申込の際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。
2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は納入通知書、口座振替又は集金の方法により2ヶ月分まとめて徴収する。ただし管理者が必要であると認めたときはこの限りではない。

(中高層集合住宅の料金の特例)

第32条 管理者は、受水槽を有する中高層住宅で、建物及び受水槽以下の装置が、管理者が別に定める条件に適合するときは、所有者又は使用者の申請に基づき、管理者が別に定める方法により各戸(箇所)ごとの料金を算定し、当該料金を当該各戸(箇所)ごとの使用者から徴収する。

(手数料)

第33条 手数料は次の各号の区分により申込者から申込の際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

- (1) 給水装置工事の設計及び審査をするとき 1件につき 1,800円
- (2) 第8条第2項の工事検査をするとき 1件につき 1,200円
- (3) 給水装置工事事業者指定又は当該指定の更新手数料 1件につき 15,000円
- (4) 給水装置の材料及びメーターの検査手数料は、その実費を徴収する。

(料金、手数料の軽減又は免除)

第34条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な処置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する処置)

第36条 管理者は水の供給を受けるものの給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止させることができる。

2 管理者は水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第37条 管理者は次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第10条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、又は第33条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて第26条の使用水量の計量、又は第35条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても尚これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 管理者は次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水管を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第39条 町長は次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第35条の検査、又は第37条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金、又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 町長は詐欺その他、不正の行為によって第25条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の福崎町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日から平成10年5月31日迄の間に使用した水量にかかる料金については、なお従前の例による。
- 附 則（平成12年3月28日条例第2号）
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成12年12月20日条例第37号）
- この条例は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成13年12月18日条例第20号）
- （施行期日）
- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた料金については、なお従前の例による。
- 附 則（平成14年12月16日条例第24号）
- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成25年12月20日条例第37号）
- （施行期日）
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- （料金等の消費税に関する経過措置）
- 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 附 則（平成28年3月28日条例第21号）
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年12月22日条例第26号）
- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（平成31年3月26日条例第8号）
- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年6月20日条例第3号）
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （料金等の消費税に関する経過措置）
- 2 改正後の第25条の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、なお従前の例による。
- 附 則（令和元年9月27日条例第16号）
- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則（令和6年3月25日条例第14号）
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定並びに第36条及び第39条第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第25条、第27条及び第29条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、なお従前の例による。
-